

施策 4-4 廃棄物処理対策の推進

【現状と課題】

本町のごみ処理は、宮城県ごみ処理広域化計画に基づき、平成14年12月から燃やせるごみについては、気仙沼地方衛生処理組合に焼却処理を委託しています。さらに、焼却灰についても、最終処分場が未整備であることから、その処理を民間に委託し、県外において埋立て処分を行っています。また、平成10年度からは、容器包装リサイクル法に基づく資源の分別回収を開始し、ごみの減量化及び資源化を推進しています。

ごみの焼却及び埋立処分施設については、宮城県ごみ処理広域化計画を踏まえて適正な中間処理を行うため、現有施設の跡地利用を含めた整備・検討が必要となっています。

し尿については、公共下水道・漁業集落排水施設への加入や浄化槽の普及等により、その処理量は減少する傾向にはあるものの、本町におけるし尿の排出の多くは、依然として汲取りによる方法となっていることから、今後も安定したし尿処理場の運営が求められています。一方、本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、昭和62年度から供用を開始した衛生センターにおいて行っていますが、施設の開設から相当年数を経過しており、今後も適正な処理機能を保持するためには、適切な維持補修を行っていくことが必要となります。さらに、浄化槽汚泥の処理量が増加するため、施設における処理物が低濃度化する傾向にあり、その性状に即した適切な処理施設の運転管理も必要となります。

また、廃棄物の排出基準等が厳しくなるに伴い、本町においてもごみの不法投棄が増加する傾向にあります。ごみの不法投棄は、排出者のモラル欠如が最大の要因であることから、不法投棄撲滅を目的に事業者や住民意識を啓発していくことが大きな課題となっています。



産業廃棄物においては、不適正処理の問題も年々増大していることから適正処理の推進並びに、山間部等への不法投棄等に対する監視体制を確立していくことなどが、今後必要となります。

【基本事業】

4-4-1 ごみの減量化・資源化の推進

ごみ減量化を呼びかける広報活動を効果的に実施するとともに、地域住民が自らの問題として、主体的にごみの分別による資源化・減量化に取り組む環境づくりを推進します。

4-4-2 ごみ処理施設の整備・検討

現在、本町の焼却施設は、宮城県ごみ処理広域化計画に基づき、気仙沼・登米ブロックとして検討が進められています。今後も、環境負荷の低減、リサイクルの推進及び処理コストの縮減等、ごみ処理の諸課題に対応した適正かつ効果的なごみ処理を関係市町や一部事務組合などとの広域的な連携を前提に検討します。また、最終処分場についても、本町が単独で施設を整備することは困難であることから、今後、広域的な視点で検討します。

4-4-3 衛生的で公害のないし尿処理場の運営

し尿処理施設の適切な維持管理や補修等を行い、排出されるし尿及び浄化槽汚泥の安定した処理に努めるとともに、計画的なし尿収集業務の推進を図ります。

4-4-4 ごみの不法投棄対策の強化

ごみの不法投棄の撲滅を目的として、その防止のための看板の設置や事業者等への意識啓発を行い、パトロールの実施や関係機関との連携強化を図ります。

4-4-5 産業廃棄物等の適正処理の推進

町内事業所への立ち入り検査をはじめ、産業廃棄物処理の適正化の指導や意識啓発活動を推進します。また、災害時等における産業廃棄物等についても関係機関との連携の下、適正処理に努めます。

基本事業	主要事務事業
ごみの減量化・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ※ 3 R の推進 ・ 各種媒体を通じた広報啓発事業 ・ 衛生組合長等との連携強化
ごみ処理施設の整備・検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設の整備検討 ・ 最終処分場の整備検討
衛生的で公害のないし尿処理場の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ し尿処理場の運営 ・ 計画的なし尿収集業務の推進 ・ 汚泥の肥料化事業
ごみの不法投棄対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄防止のための看板設置事業 ・ 不法投棄防止パトロール事業 ・ 関係機関との連携強化
産業廃棄物等の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理の適正化指導、啓発 ・ 事業所、工場等への立入調査事業 ・ 不法投棄監視体制の確立 ・ 災害時における廃棄物処理のマニュアル化 ・ 火災廃材の処理費一部助成金交付事業



※3R リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：部品等の再利用）、リサイクル（Recycle：使用済み製品等の原材料としての再利用）といった頭文字（R）を同じくする3つの環境政策手法の総称。